⑶　Nature and quantity of the services to be required : Punch input work of a name addition of welfare pension insured list of names etc. approximately 800,000
⑷　Performance period : From date of contract through 25 August, 2014
⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Service", in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2013, 2014, 2015
④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　Meet the qualification requirements which Official in charge of disbursement of the procuring entity may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 1 August, 2014
⑻　Contact point for the notice : Yuzuru Tokunaga, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成 26 年６月 20 日
日本放送協会　経理局長　竹田　良治
◎調達機関番号　325　◎所在地番号　13
平成26年３月５日（号外政府調達第41号）掲載の2013―１―261「拠点局　ニュース字幕送出設備　製作・工事」、2013―１―266「情報公開支援システム　ハードウェア」、平成26年３月25日(号外政府調達第54号）掲載の2013―１―276「マイクロソフト社製　Windows Server CALの購入」、平成25年３月31日（号外政府調達第58号）掲載の2013―１―237「拠点局　ニュース字幕用音声認識システム　製作・工事」、2013―１―277「放送系情報システム監視サーバ装置」、平成26年４月28日（号外政府調達第78号）掲載の2014―１―26「本部　ＮＤ編集室の更新　機器製作・据付工事」、平成26年５月２日（号外政府調達第81号）掲載の2014―１―23「川口アーカイブス汎用コピー設備の更新」、平成26年５月７日（号外政府調達第82号）掲載の2014―１―31「拠点局　番組用ノンリニア編集機の部分更新」、平成26年５月21日（号外政府調達第92号）掲載の2013―１―274「パーソナルコンピュータノート型（Ｂ５）」、2013―１―275「パーソナルコンピュータ」の案件の契約者は、日本放送協会　経理局長　竹田　良治に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 26 年６月 20 日
支出負担行為担当官
東北地方整備局副局長　中野　則夫
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
○第９号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　小名浜港東港地区護岸（防波）築造外工事
⑶　工事場所　（ケーソン製作場所）福島県いわき市小名浜字高山地先　４号ふ頭ケーソンヤード構内、福島県いわき市小名浜字渚地先　７号ふ頭ケーソン海上打継場（ブロック製作場所）福島県いわき市小名浜港港内
⑷　工事内容　本体工　１式、被覆・根固工　１式、上部工　１式、基礎工　１式
⑸　工期　平成27年３月27日まで。
⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⑽　本工事は、入札時に施工計画等の資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時のＶＥ提案の範囲となっている提案事項については、契約締結後のＶＥ提案の対象外とする。
⑿　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
⒀　本工事は、「港湾請負工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。なお、補正係数については入札説明書に記載している係数とする。
⒁　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合に、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。詳細については、入札説明書に記載する。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該「港湾土木工事」における客観点数が、1,150点以上の者であること。）
なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を950点以上とする。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。